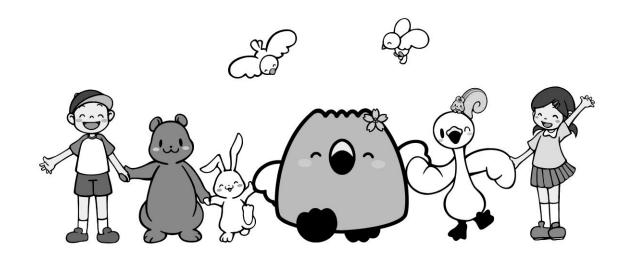
## 第3次阿賀野市男女共同参画プラン

~男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり~ (案)



平成28年3月 **阿賀野市** 

### 目 次

#### 第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定 $\theta$ 趣旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 5
2 計画策定の背景	. 5
(1) 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
(2) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 新潟県の動き······	
(4) 阿賀野市の取り組み····································	
笠 ○ 辛・利恵の甘土のたみった	
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目標······	11
- 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
3 計画の性格・位置付け····································	
4 計画の期間····································	
5 課題ごとの指標······	
	17
第3章 計画の内容	
基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
重点目標1 家庭や地域における男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
里県日信3 方文共同多回に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
基本目標Ⅱ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を図るための環境整備・・・・	21
重点目標1 男女がともに仕事と家庭生活や地域活動を両立できる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
重点目標2 男女の性別に偏らない労働環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
基本目標IV 誰もがともに認めあい、尊重しあえる社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
基本目標1   男女の人権が尊重される環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
重点目標2 誰もが心身ともに健康でいられる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
重点目標3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

# 第4章 計画の推進 男女共同参画社会に取り組む体制の強化・ 39 1 施策の推進体制の強化・ 39 2 計画の成果を上げる進行管理・ 39 参考資料 日本国憲法(抄)・ 41 男女共同参画社会基本法・ 43 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・ 47 第4回世界女性会議北京宣言及び行動網領目次・ 52 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ 56

# 第1章 計画の策定の趣旨と背景

#### 第1章 計画策定の趣旨と背景

#### 1 計画策定の趣旨

平成23年3月に策定した「第2次阿賀野市男女共同参画プラン」(以下、「2次計画」という。) は、平成27年度末で計画期間を終了します。

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布され、男女共同参画社会の実現が2 1世紀の最重要課題に位置付けられています。阿賀野市においても平成18年から男女共同参画プラ ンを策定し男女共同参画社会の形成に取り組んできました。2次計画においては、「男女がともに参 画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」を計画目標に掲げ、基本目標、重点目標、施策の基本的方向、 具体的事業を定め推進してきました。その結果、家庭において男女の地位は平等であると思う人の割 合が、男女ともに約10%の上昇が見られています。また、政策・方針決定過程の女性の参画として、 審議会等委員に占める女性の割合が少なくとも30%程度となるよう期待されているところ、本市にお いては、平成27年現在33%であり、目標値の35%には達していないものの、国が目標とする数値目 標は達成し維持し続けています。雇用等における男女共同参画については、新潟県ハッピー・パート ナー企業への登録数が、平成22年から平成27年の5年間で、7件から29件に増加し、企業内での 男女共同参画への意識が向上しています。しかしながら、平成25年に実施した「男女共同参画に関 する市民意識調査」によると、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることもうか がえ、生活面においては男性の家事・育児・介護等への参画など、いまだ十分でない状況が考えられ ます。男女共同参画社会の実現のためには、一人一人が尊重され、その個性と能力を発揮できるよう に、行政、市民、事業者が、それぞれの役割を果たし、一体となって暮らしやすい社会をつくりあげ ていくことが重要です。日本社会全体における状況は変化し、少子高齢化の進展と労働力人口の減少 に伴い、ますます女性の活躍推進が求められています。平成27年8月には、女性が職業生活におい てその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備をするため、「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)が成立しました。このような状 況を踏まえ、2次計画の取り組みを継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、 「第3次阿賀野市男女共同参画プラン」(以下、「本計画」という。)を策定します。

#### 2 計画策定の背景

#### (1)世界の動き

国連は、1975年(昭和50年)を国際婦人年と定め、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」を目標に各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。その後、1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※の採択、1985年(昭和60年)の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択等を経て、1995年(平成7年)に「第4回世界女性会議(北京会議)」※が開催され、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。2000年(平成12年)には、ニュー・ヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や2005年(平成17年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)がニュー・ヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための

更なる行動とイニシアティブ」を再認識し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。2006年(平成18年)には、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京で開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取り組みや推進にあたっての課題等について意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」を採択しました。2007年(平成19年)にはインドで第2回会合が開催されています。2009年(平成21年)には、ニュー・ヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会において、わが国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われ、条約の更なる実施に向け勧告がだされました。2010年(平成22年)には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、ニュー・ヨーク国連本部で(国連「北京+15」世界閣僚級会合)が開催され、「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択されました。2015年(平成27年)には、第4会世界女性会議(北京会議)から20年に当たることを記念し、ニュー・ヨーク国連本部で第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が開催され、「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

#### ※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約) →参照 資料 P47

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されています。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立をめざし、法律や制度のみならず、習慣も対象として性別役割分業の見直しを強く打ち出しています。第1条では「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と定義し、第3条では「あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女性の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる」としています。第4条に「積極的措置」について触れているほか、締約国は、第18条ではこの条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、「条約や効力を生ずる時から一年以内」及び「その後は少なくとも4年ごと」に国際連合事務総長に提出することとなっています。

#### ※第4回世界女性会議(北京会議) →参照 資料 P52

平成7年(1995年)9月、中国の北京で開かれた第4回世界女性会議。昭和50年(1975年)の国際婦人年、第1回世界婦人会議から20年、アジアで初めて北京で開催され、これまでで最高の190カ国の政府代表が参加しました。スローガンは「平等、開発、平和への行動」。21世紀に向けての女性の地位向上の指針ともなる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この行動綱領では12の重大領域が定められ、「女性差別撤廃条約」にはない「女性に対する暴力」「女児」「環境」などが含まれ、女性の人権問題が前面に議論されました。と同時に、女性の基本的人権の保障は人口・開発・平和などの地球規模の問題解決にもつながるという認識がなされました。

#### (2) 国の動き

日本では、1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題と施策の方向を明らかにし、本格的な取り組みが始まりました。その結果、1985年(昭和60年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准、1986年(昭和61年)の「男女雇用機会均等法」の施行などをはじめ、様々な法律や制度の整備が図られてきました。

また、1994年(平成6年)には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、計画的な推進を図るために男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会が設置されました。

1996年(平成8年)に男女共同参画推進本部は、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。そして1999年(平成11年)には男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。それに基づいた「男女共同参画基本計画」が、2000年(平成12年)に策定されました。

2001年(平成13年)には、男女共同参画社会の形成の推進をより一層図るため、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されました。また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

2003年(平成15年)、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年(平成32年)までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、同年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策法」が制定されました。

2004年(平成16年)には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年(平成19年)までに、実行性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

2005年(平成17年)、第2次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。また、少子化・男女共同参画担当の内閣府特命担当大臣が誕生しました。

2007年(平成19年)、国、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目ざして改正されています。

2008年(平成20年)、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを定める「女性の参加加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取り組みを推進することとしました。

2009年(平成21年)、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化、 子の看護休暇制度の拡充を主な内容として、育児・介護休業法が改正され、翌年に施行されました。 2010年(平成22年)には、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

2012年(平成24年)には、経済社会の再生に向け、女性の活躍促進のため「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画~働く『なでしこ』大作戦~」が策定されました。

2013年(平成25年)東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が策定されました。

2015年(平成27年)8月には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、「女性活躍推進法」が成立しました。また、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### ※日本国憲法 →参照 資料 P41

男女共同参画社会の形成は、戦前から婦人参政権運動なども進められていましたが、大きな転機は戦後になっての婦人参政権、日本国憲 法の制定にあります。

男女共同参画社会基本法(以下 基本法という)は、その前文において「我が国においては、日本国憲法の個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた」と記しています。基本法に定める基本理念の最初の項目である「男女の人権の尊重」は日本国憲法までその源を遡ることができます。

日本国憲法は、まず第 13 条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、同第 14 条第 1 項において「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。これらの条文はそれぞれ個人の尊重、法の下の平等をうたったものです。

この原則に基づき、憲法上も「居住・移転及び職業選択の自由」(第22条第1項)、「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」(第24条)、「教育を受ける権利、教育の義務」(第26条)、「議員及び選挙人の資格」(第44条)等女性の地位向上にとって最も重要かつ基礎的な部分が明記されました。さらに、この理念に沿う形で、教育基本法の制定により教育の機会均等、男女共学が規定されました。

#### ※男女共同参画社会基本法 →参照 資料 P43

「男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的に制定された法律です。①男女の人権の尊重(第3条)、②社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)、③政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)、④家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)、⑤国際的協調(第7条)の5つの「基本理念」のほか、国、地方公共団体及び国民の責務(第8条から第10条)、「男女共同参画推進計画」の策定(第2章第13条、から第15条)、「男女共同参画会議」の設置(第3章第21条から28条)などについて定められています。

#### ※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) →参照 資料 P56

「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る」ことを目的に制定された法律です。「基本方針及び基本計画」(第2条の2項、3項)、「配偶者暴力相談支援センター」の設置(第2章第3条)、「保護命令」(第4章第10条)などについて定められています。

#### (3) 新潟県の動き

新潟県では、1977年(昭和52年)に婦人問題担当が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本として様々な課題に取り組み、1985年(昭和60年)に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

1992年(平成4年)には、民間有識者等で構成された女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定した「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

1996年(平成8年)には、国際連合における「第4回世界女性会議」の「行動綱領」及び「北京宣言」や国による「男女共同参画2000年プラン」の策定の動きを受けて、「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

2001年(平成13年)、「ニューにいがた女性プラン」の期間満了により、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、「新潟県男女共同参画計画」を策定しました。

2002年(平成14年)には、男女平等社会の形成の基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を公布・施行しました。

その後、これまでの「新潟県男女共同参画計画」が期間満了になることをうけ、男女平等社会の形成を一層推進するため、2006年(平成18年)に新たな計画を策定しました。

2007年(平成19年)には、新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言をしました。

2013年(平成25年)「新潟県男女共同参画計画」が期間満了により、「第2次新潟県男女共同参画計画」を策定しました。

#### (4) 阿賀野市の取り組み

阿賀野市は、2004年(平成16年)4月1日、新潟県北蒲原郡安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村の新設合併により誕生しました。

新市建設の基本方針として、「すべての男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けた平等なまちづくり」を掲げており、その実現に向けて男女共同参画計画の策定に着手しました。

策定にあたっては同年6月に、庁内の策定体制として助役及び関係課・局長により構成する「阿賀野市男女共同参画計画庁内策定委員会」を設置し、市民の意見を計画に反映させるため、公募市民等で構成する「阿賀野市男女共同参画計画検討委員会」を設置しました。

その後、市民及び職員に対する意識調査により当市の現状と課題を把握し、それぞれの委員会であるべき施策の方向について検討しました。あわせて男女共同参画についての研修会や講座を開催するなど、市民、職員に対する意識啓発も行いながら2006年3月に「阿賀野市男女共同参画プラン」を策定しました。計画の中間年である2008年(平成20年)に、「児童・生徒に関する意識調査」、

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その調査をふまえ、2011年(平成23年)3月には、本市の男女共同参画社会の実現を目指した「第2次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定しました。計画の中間年である2013年(平成25年)に、「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」を実施しました。また、2014年(平成26年)には、市内に所在する従業員10人以上のすべての事業所を対象に「男女共同参画および少子化対策に関する事業所調査」を実施し、2016年(平成28年)に「第3次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定しました。

# 第2章 計画の基本的な考え方

#### 第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

#### 「男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」

本計画の目標を、「男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」とします。

これは、2次計画から引き継ぐもので、個人の人権が尊重され、性別にかかわりなく男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、夢や幸せの実現に向けて、豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指し、総合的・計画的に施策の展開を図っていくことを目標に定めたものです。

#### 2 計画の体系

本計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの基本目標を掲げ、その目標を達成するために9つの重点目標を設定します。

#### 基本目標

- I 男女共同参画の推進に向けた意識啓発
- Ⅱ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を図るための環境整備
- Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- IV 誰もがともに認めあい、尊重しあえる社会の形成

#### 計画の体系図

計画の体系図		
基本目標	重点目標	施策の基本的方向
I 男女共同参画の推進 に向けた意識啓発	1 家庭や地域における男 女共同参画意識の啓発	(1)性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭や 地域の環境づくりに向けた意識啓発
	2 男女共同参画を推進す る教育・学習の充実	(1)学校等における男女平等教育の充実
		(2)生涯にわたる能力開発・学習機会の充実
	3 男女共同参画に関する調査研究	(1)男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取り 組みの推進
Ⅱ 雇用等における男女 共同参画の推進と仕事と	1 男女がともに仕事と家 庭生活や地域活動を両立	(1)男性中心型労働慣行の見直し
生活の調和を図るための 環境整備	できる環境の整備	(2)子育で・介護支援体制の充実
		(3)多用なライフスタイルに対応した就業環境の整備
	2 男女の性別に偏らない 労働環境の整備	(1)男女均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備
□ 政策·方針決定過程 への女性の参画拡大	程 1 政策・方針決定過程へ の女性の参画拡大	(1)政策方針決定の場への女性の積極的登用の推進
		(2)農業・商工業等自営業における女性の経営参画の拡大
IV 誰もがともに認めあい、尊重しあえる社会の	1 男女の人権が尊重され る環境の整備	(1)女性の人権擁護のための意識啓発
形成	の深元の正開	(2)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進
	2 誰もが心身ともに健康でいられる環境の整備	(1)性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ)の推進
	こく・ライマの水がなくを開	(2)生涯を通じた男女の健康保持・増進
	3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)防災施策への女性の視点の導入
	立つに例火体制の作立	(2)防災の現場における女性の参画拡大

#### 3 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、2次計画を継承し、さらに発展させる計画です。
- (2)本計画は、「阿賀野市総合計画(平成28年度~平成32年度)」を踏まえるとともに、第4次男女共同参画基本計画及び第2次新潟県男女共同参画計画と関連する分野の整合性を図り改定するものです。また、本計画の基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲを女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画と共通の計画とし一体としました。
- (3) より良い計画にするため、有識者、各種団体代表、市民公募委員で構成する「阿賀野市 男女共同参画プラン推進協議会」との協働によって策定しました。
- (4) 男女共同参画に関する市民意識調査(平成25年度実施)によって把握された阿賀野市の現状とパブリックコメントによる市民の意見を踏まえて策定しました。
- (5) 当市における男女共同参画社会の実現を図るために、市、市民、企業、団体等との連携を 図りながら、相互の理解と協力のもと、推進していくものです。
- (6) 本計画は、達成状況を確認し、計画の進捗を把握するため、目標とする数量的な指標を設定しました。

#### 4 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年の計画とします。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

#### 5 課題ごとの指標

基本	成果指標	参 考 平成 16 年	参 考 平成 20 年	基準値	目標値・目標状態 (平成32年)
-		(市民意識調査)	(市民意識調査 他)		(1,2024)
I 男女共同	家庭において男女の地位は平等であると思 う人の割合	女性:17.9% 男性:25.5%	女性:19.4% 男性:34.5%	女性:26.1% 男性:37.9%	女性:35% 男性:55%
I 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	「男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよ い」という考えに反対する割合 (思わない+あまりそう思わない)	女性:47.2% 男性:42.6%	女性:53.9% 男性:41.7%	女性:53.3% 男性:47.0%	女性: 75% 男性: 65%
に向けた意識な	地域において男女の地位は平等であると思 う人の割合	_	女性:14.9% 男性:29.8%	女性:16.4% 男性:30.3%	女性:20% 男性:35%
<b>啓</b> 発	社会習慣(しきたり)の面において男女の地 位は平等であると思う人の割合	女性:6.2% 男性:9.6%	女性:22.4% 男性:16.0%	女性:10.5% 男性:16.1%	女性:30% 男性:25%
	学校教育の場において男女の地位は平等で あると思う人の割合	女性:53.3% 男性:64.1%	女性:45.1% 男性:56.1%	女性:49.6% 男性:57.9%	女性: 60% 男性: 60%
	阿賀野市男女共同参画プランの認知度 (内容まで知っている人の割合)		女性:3.6% 男性:3.6%	女性:3.8% 男性:2.3%	女性:10% 男性:10%
めの環境整と生活の調中雇用等に	新潟県ハッピー・パートナー企業登録数 (阿賀野市)	_	7 件 平成22年末	29 件 平成27年末現在	50 件 年々増加する
めの環境整備と生活の調和を図るための環境整備の推進と仕事	職場において男女の地位は平等であると思 う人の割合	女性:14.5% 男性:19.1%	女性:22.4% 男性:28.7%	女性:22.1% 男性:30.5%	女性:30% 男性:35%
	市管理職に占める女性の割合/市職員に 占める女性の割合	_	課長級以上 0.197 平成 22 年度当初	課長級以上 0.07(※1) 平成 27 年度当初	「1」に近づく方向で 変化する
計決定過程へ	審議会等委員に占める女性の割合	_	31% 平成 21 年度末	33% 平成 27 年 4 月 1 日現在	35% 年々増加する
目政策・方針決定過程への女性の参画	女性委員ゼロの審議会等の割合		23% 平成 21 年度末 11/47 がゼロ	16% 平成 27 年 4 月 1 日現在 19/63 がゼロ	年々減少し、ゼロに 近づける
拡大	家族経営協定(※2)締結農家数	_	28戸 H22.12.16 現在	33戸 H26.3.31 現在	年々増加する (年3戸以上増加する)
IV誰もがともに認め	DVの被害経験(精神的、肉体的、性的)が あると回答した女性・男性の割合	女性:5.7% 男性: 1.9%	女性:13.2% 男性: 3.1%	女性:13.6% 男性: 5.2%	調査ごとに減少する
あえる社会	セクハラの被害経験(職場、学校、地域)が あると回答した女性・男性の割合	女性:28.3% 男性: 4.8%	女性:17.3% 男性: 2.3%	女性:18.8% 男性: 3.7%	調査ごとに減少する

※1 市管理職に占める女性の割合/市職員に占める女性の割合 市管理職に占める女性の割合が、市職員に占める女性の割合と同じになったとき= 「1」となります。 女性で課長級以上の職員数 1 人/課長職以上の職員数 38 人=2.63%女性職員数 173 人/職員数 487 人=35.52%2.63%/35.52%=0.07%

#### ※2 家族経営協定

※2 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。(農林水産省ホームページより抜粋)

# 第3章

計画の内容

#### 第3章 計画の内容

#### 基本目標 | 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

男女共同参画社会の形成のため、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」という)。」など法 的な整備は行われており、男女平等に向けての条件的な整備は進んでいます。しかし、家庭や社 会における男女平等がいまだ不十分なこともあり、男性が優遇されていると感じている人が多い 状況です。そこで、情報や学習・交流機会の提供を通じて、男女共同参画社会の形成への気運を 高め、女性も男性も意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれずに、家庭・社会・地域において市民一人ひとりの多様な個性・能力・生き方を認めあえるまちづくり を目指します。

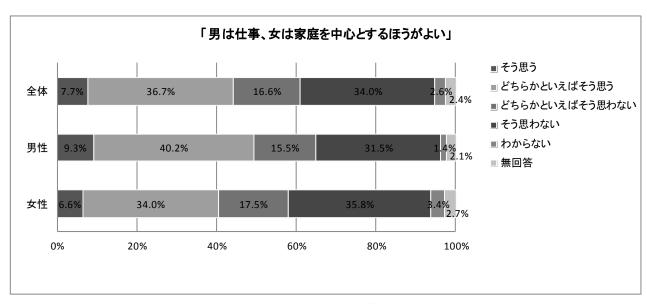
#### ◆重点目標 | -1 家庭や地域における男女共同参画意識の啓発

#### 【現状と課題】

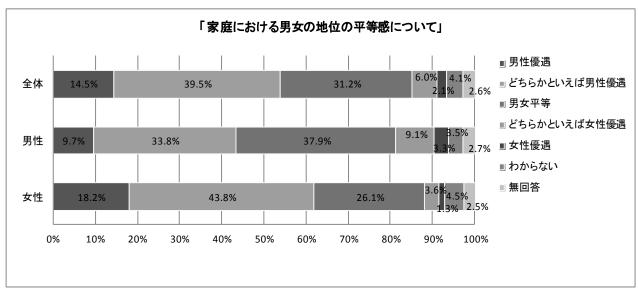
市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよい」という考え方に対して4割以上の市民が賛成しています。また、「家庭における男女の地位の平等感」について女性よりも男性が優遇されていると感じる市民が5割以上いることからも、男性優位の意識が高いことがわかり、性別に基づく固定的役割分担意識が根強く残っている現状があります。まずは、市民一人一人が、固定的な性別役割分担意識の解消や、性別間の社会的平等について正しく理解し、私たちの生活の場である家庭における妻と夫、女性と男性の関係のあり方について見直してみることが必要です。また、ジェンダー※にとらわれた意識の解消に向けて、市民に向けた幅広い広報・啓発活動を積極的に展開していくことも不可欠です。

#### ※ジェンダー

一般的に言われる男らしさ、女らしさなど、社会的・文化的・歴史的につくられた性別のことで、生物学的な違いに基づく「セックス(SEX)」とは区別して使われる。



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◇施策の基本的方向 I - 1-(1)

性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭や地域の環境づくりに向けた意識啓発

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
1	男女共同参画に関する講座、研修会等の開催	男女共同参画に関する講座や研修会等を開催します。開催にあたっては、 参加しやすい曜日や時間帯にも配慮します。	市民協働推進課生涯学習課
2	男女共同参画社会に関する情報提供	「広報あがの」、ホームページ等を活用して男女共同参画に関する施策や、 国際比較、世界の女性を取り巻く現状などを掲載します。	市民協働推進課
3	市民活動団体等による男女共同参画に向けた意識啓発	ボランティアやNPO等の市民活動団体による男女共同参画をテーマとした 交流会等を開催します。	市民協働推進課

#### ◆重点目標 | -2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### 【現状と課題】

男女平等の意識は幼い頃からの教育・学習と深いかかわりを持っており、教育環境が児童・生徒に与える影響は大きいと考えられます。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、子どもが自らの資質や個性を開花させていくためには、教育の場における男女平等・共同参画の理解が重要となります。このことを踏まえ、行政及び子どもたちの教育に携わる市職員・教員等に対し、男女共同参画社会の理解と具体的取り組みを促進するための研修等と情報提供を行います。教育の場において、性別にかかわらず個性を尊重した教育がおこなわれるよう、また、子どもが性別により将来の可能性を限定することがないよう、男女平等教育の促進に努めます。子どもの基本的な生活習慣を身につける場である家庭において、性別にこだわらず子ども一人一人の個性を伸ばすことができるよう、家庭に対する男女平等教育に関する情報の提供を行います。あわせて、あらゆる年代の市民が個人の可能性を十分に発揮できるように、男女共同参画社会に理解を深める学習機会を設け、意識啓発を図っていくことに努めます。

#### ◇施策の基本的方向 I - 2 - (1) 学校等における男女平等教育の充実

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
4	男女共同参画に関する教師等への啓発の推進	市内小中学校教師等に対し、男女共同参画に関する研修等を実施し、継続できるよう支援します。	社会福祉課 学校教育課
5	男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	学校における人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業、講演会等を行います。	市民生活課 学校教育課
6	固定的な考え方にとらわれず幅広く専攻や産業・職業に 関する情報を提供するように努める	自立に向けた職業観や労働観を育み、固定的な考え方にとらわれることな く進路選択する教育を推進します。	学校教育課

#### ◇施策の基本的方向 I - 2 - (2) 生涯にわたる能力開発・学習機会の充実

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
7	男女平等意識を育む講座・研修会等の開催	男女平等意識を育む講座や研修会等を開催します。	市民協働推進課生涯学習課

#### ◆重点目標 | -3 男女共同参画に関する調査研究

#### 【現状と課題】

市民意識調査によると、阿賀野市男女共同参画プランの名称の認知度は33.7%とまだまだ低く、市民に向けた周知・啓発活動を行っていくことが必要です。

男女共同参画を着実に進め、成果を上げていくためにも、計画の進捗状況の的確な把握や事業に対する定期的な評価を行うことが必要です。

また、市民の意識について定期的に調査を実施し、意識の推移についての把握を行いながら目標の達成を目指していきます。

#### ◇施策の基本的方向 I - 3 - (1)

男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取り組みの推進

#### \* 具体的事業

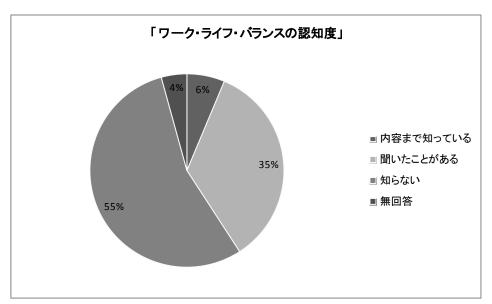
	**			
番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課	
8	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市民意識調査を実施します。	市民協働推進課	
9	市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市職員意識調査を実施します。	市民協働推進課	
10	児童・生徒に対する意識調査の実施	児童・生徒の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に 意識調査を実施します。	市民協働推進課 学校教育課	
11	事業所意識調査の実施	事業所の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に意識調査を実施します。	市民協働推進課	
12	男女共同参画プランに関する市民意見の導入の推進	男女共同参画推進計画に市民の意見を幅広く取り入れるため、広範なパブ リックコメントの収集に努め、施策へ反映するよう努めます。	市民協働推進課	

# 基本目標 II 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を図るため の環境整備

「女性活躍推進法」市町村推進計画

働きたい人が性別に関係なくその能力を発揮することは、少子高齢化の進む社会の発展や企業の活性化に重要な意義を持ちます。また、働きたい女性が育児・介護等の理由で離職することなく働き続けられるよう男性の育児・介護への参加が課題となってきています。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)を実現するためには、男女がともに働き方を見直し、個人の多様な価値観に基づいた生活ができる環境をつくることが求められます。そのためには、男女がともに仕事と生活の調和の重要性を認識するとともに、事業主が個人の多様な選択を可能にする制度を構築し、支援していくことが重要です。

雇用等における男女共同参画と仕事と生活の調和の考え方を広く社会に浸透させ、男女ともに仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、事業に取り組んでいきます。



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

※ ワーク・ライフ・バランス

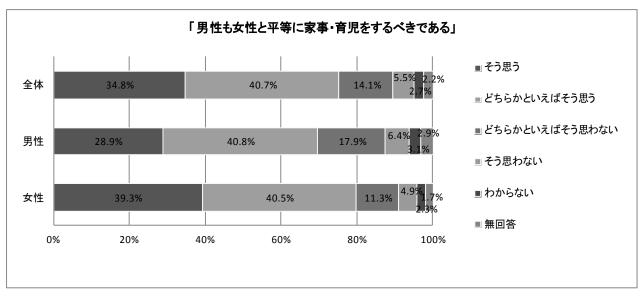
「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

#### ◆重点目標 | | -1 男女がともに仕事と家庭生活や地域活動を両立できる環境の整備

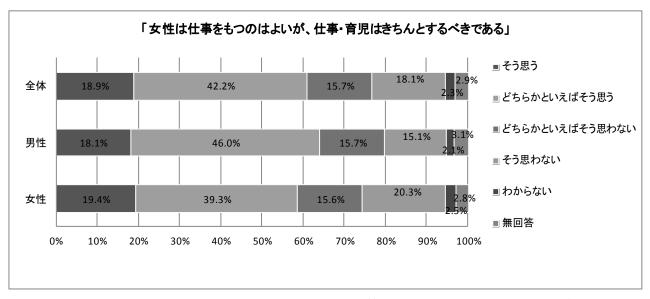
#### 【現状と課題】

市民意識調査によると、「男性も女性と平等に家事・育児をするべきである」という考え方に対し、7割以上の市民が賛成しているものの、「女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」については6割以上、「女性は子どもが小さいうちは子育てに専念するほうがよい」についても7割以上の市民が賛成しています。このことから、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という固定的な性別役割分担意識が高く、特に働く女性にとって家庭と仕事の両立を図ることは大きな負担となっていることがわかります。このような現状を変えていくためには、男女共同参画推進にかかる知識を身につける学習機会や情報の提供、男性も仕事と家庭を両立することができるよう、育児・介護休業制度を活用し育児や介護に参加しやすい職場づくりを進めることが重要です。事業主にとっても仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保、社員の意識向上、生産性の向上など、多くのメリットがあるため、事業主に対しても理解を求めていくことが重要です。

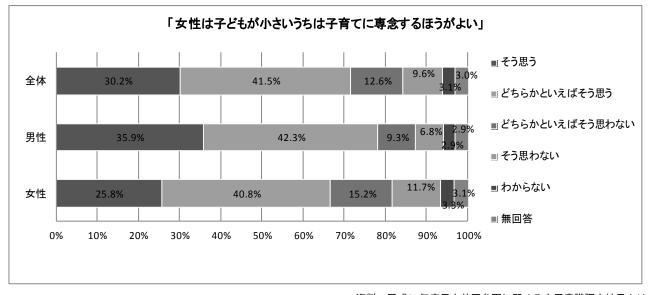
また、女性の社会進出や家族形態の多様化に伴い、子育てを取り巻く環境は変化しています。 誰もが安心して子どもを産み育てることができ、住み慣れた地域で家庭生活と地域生活を両立する ことができるよう、子育て・介護を地域全体で支援していくという意識啓発と環境の整備も必要で す。



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

## ◇施策の基本的方向 II - 1 - (1)男性中心型労働慣行の見直し

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
13	男性の家事・育児・介護等への参画促進に向けた意識啓 発	家事、育児、介護等への男性の参画を促進するために、活動事例の紹介や講座等を開催します。	市民協働推進課健康推進課
14	プレパパ・プレママ教室の開催	これから親になる男女が学習する講座等を開催します。	健康推進課
15	育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	市民協働推進課 健康推進課 社会福祉課 生涯学習課

#### ◇施策の基本的方向 II - 1 - (2) 子育て・介護支援体制の充実

#### \* 具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
16	多様な保育サービスの充実と情報提供	多様で質の良い保育サービスの確保に努め、子育で期の男女の社会生活を支援します。また、入所に関する情報提供の充実に努めます。(延長保育、一時預かり保育、病児保育、障害児保育)	社会福祉課
17	幼児の時間外預かり保育の拡充(幼稚園)	幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充 実を図り、継続するための支援に努めます。	学校教育課
18	放課後児童クラブの充実	働く親が安心できるよう、学童保育の機能充実に努めます。	社会福祉課
19	ファミリーサポートセンター事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を 行うとともに、研修内容の充実に努めます。	社会福祉課
20	子育て支援センターの充実	子育てに関する情報提供を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	社会福祉課
21	保育ヘルパー組織との連携による保育ルームを設置した 事業開催の推進	保育ペルパー組織との連携により、保育付き講座やセミナー等を開催します。	市民協働推進課
22	子育て応援カード事業の実施	地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育て応援カード事業を周知します。	社会福祉課
23	乳幼児の医療費助成の充実	安心して子育てができる環境づくりとして、乳幼児の医療費助成の充実に努めます。	社会福祉課
24	ひとり親家庭を対象とした支援策の情報提供	ひとり親家庭に対し、様々な支援策の情報提供に努めます。	社会福祉課
25	介護保険制度の利用に向けた情報提供の充実	介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布等による情報提供を行います。	高齢福祉課
26	介護予防、生活支援の充実	一般高齢者を対象に、高齢者の健康づくり事業を実施し、介護予防に関する知識の普及を図ります。	高齢福祉課
27	男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備の充実	ベビーベッド付の男性トイレの整備等の環境整備の充実を図ります。	総務課 管材課 社会福祉課 生涯学習課 商工観光課

#### ◇施策の基本的方向 II - 1 - (3) 多用なライフスタイルに対応した就業環境の整備

#### \* 具体的事業

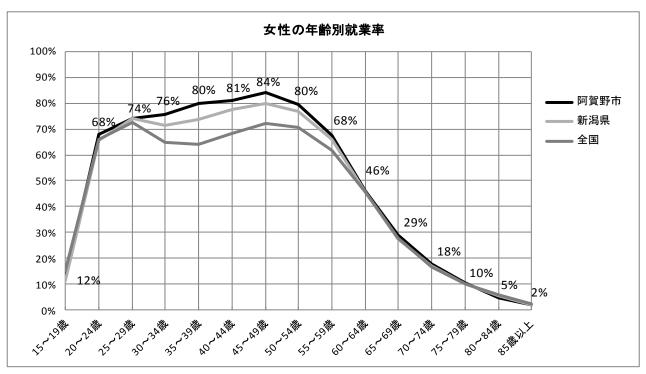
番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
28	新潟県ハッピー・パートナー企業への登録推進	県ハッピー・パートナー企業登録を推進し、市内事業者の取り組みに関する 情報及び登録企業の取り組みを紹介します。	市民協働推進課
29	チャレンジ・再チャレンジ支援講座等の開催	就職・再就職を目指す女性を対象にキャリアアップ等に必要な講座等の情報提供を行います。	市民協働推進課 商工観光課
30	事業所への育児・介護休業制度の普及・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、普及・啓発を行います。	商工観光課
31	市職員のワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	市職員への啓発を図り、働きやすい職場づくりに取り組みます。	総務課
32	市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発	男性職員の育児休業取得を推進し、男女職員が偏りなく育児・介護休業制度を活用できるようにします。	総務課
33	企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	企業向けワーク・ライフ・バランスの勉強会・講演会等を開催します。	市民協働推進課商工観光課
34	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発	リーフレット及び「広報あがの」等により周知を図ります。	市民協働推進課

#### ◆重点目標Ⅱ-2 男女の性別に偏らない労働環境の整備

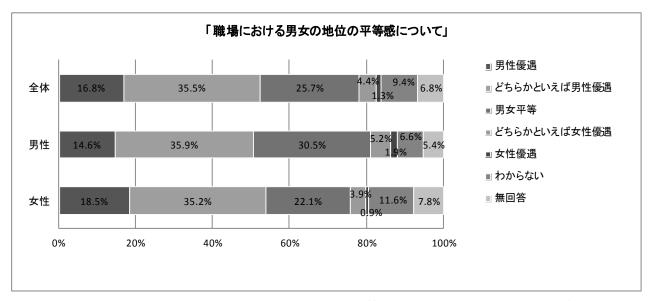
#### 【現状と課題】

日本の女性の労働力率は、男性と比べると、20歳から30歳代で一旦落ち込み、再び上昇に転じる、いわゆるM字カーブを描くことが特徴となっています。しかし、平成22年の国勢調査の結果から、当市は女性の就業率が高く、全国や県と比べ、結婚、出産後も仕事を続ける女性が多いことがわかります。一方で、市民意識調査によると、「職場における男女の地位の平等感」について、5割以上の市民は、男性が優遇されていると感じています。

男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進は、女性の働く環境の改善だけにとどまらず、事業所の成長や発展にもつながることから、女性の職業生活における活躍の推進に向けてよりいっそうの環境整備と男女の意識改革・意識啓発を推進することが必要です。



資料:平成22年国勢調査



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◇施策の基本的方向 Ⅱ - 2 - (1)

男女均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
35	男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、事業所等への普及・啓発を図ります。	商工観光課
36	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	リーフレットやホームページ等を活用し、事業所等への周知を図ります。	商工観光課
37	職業能力・技術を習得する学習機会の提供	職業能力・技術を習得する講座等の情報提供を行います。	商工観光課
38	男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進法等の事業所への 普及・啓発を図ります。	市民協働推進課 商工観光課
39	ハッピー・パートナー企業に対する競争入札参加資格格 付の加算点の付与	入札参加資格業者の格付について、男女共同参画を推進するハッピー・ パートナー企業の評価の導入を実施します。	管財課

#### 基本目標 || 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「女性活躍推進法」市町村推進計画

男女平等・共同参画を推進するためには、多様な意思が公平に政策・方針の決定に反映されるよう 男女がともに政策決定や意思決定をする過程に参画することが重要です。

政府においては、平成24年から「女性の活躍」を最重要課題として主流化し、成長戦略を通じ 「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」という目標が掲げられています。また、 平成27年8月には「女性活躍推進法」が施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業 主行動計画の策定が義務づけられました。多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手とし ての女性の役割を認識し、女性が活躍する機会を増やす必要があります。

#### ◆軍点目標Ⅲ-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

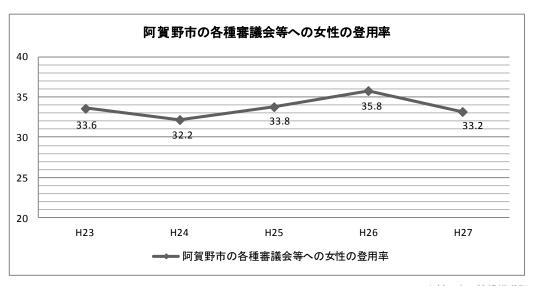
#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、共に責任を担うことが必要です。

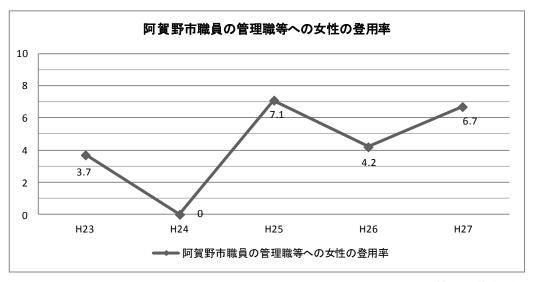
当市における行政委員会への女性の参画率は全体で9.5%、審議会委員は25%、管理職等に占める女性の割合は低い現状です。行政において、女性職員の役職への登用率は低いことから、性別にとらわれない人事配置および職務内容への配慮を行うなど、職員の意識改革を促していく必要があります。

農業、商工業、観光業などの自営業においては、固定的性別役割分担意識に基づく慣習などから 女性の経営参画状況は十分ではありません。特に農業においては、女性農業従事者が全体の半数を 占めており、また、6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性がますます高まっていますが、女 性の経営参画状況は十分ではありません。

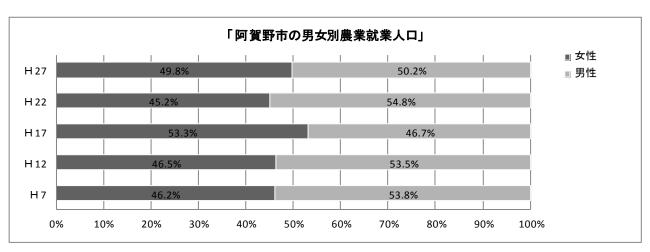
以上のようなことから、女性の参画拡大に向けた積極的登用を図るための学習機会の提供を行い、 男女に対する意識改革・意識啓発の推進をすることが必要です。



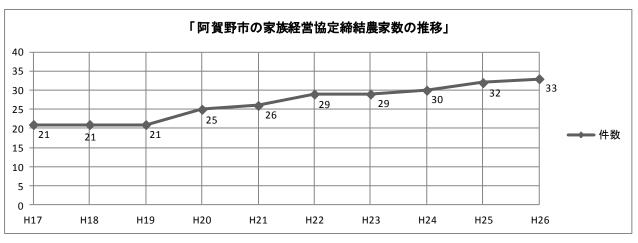
資料:市民協働推進課



資料:市民協働推進課



資料:農林業センサス



資料:農林課

#### ◇施策の基本的方向 Ⅲ - 1 - (1)

政策方針決定の場への女性の積極的登用の推進

#### \* 具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
40	市女性職員の育成及び管理職への登用促進	男女問わず管理職職員の育成に努め、女性管理職登用に向けた意識改革 を図ります。	総務課
41	委員会・審議会等への女性委員の登用促進	市の「審議会等の委員の任命に関する指針」の周知及び女性委員の参画 拡大を図るための、意識改革・意識啓発を推進します。	総務課 市民協働推進課
42	阿賀野市女性人材リスト等の整備	講座等の講師依頼に活用できるよう女性の人材リスト等を整備します。	市民協働推進課生涯

#### ◇施策の基本的方向 Ⅲ - 1 - (2)

農業・商工業等自営業における女性の経営参画の拡大

#### \* 具体的事業

	2011 63 1.50					
番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課			
43	家族経営協定締結に向けた女性・若い世代への普及・啓発	女性の経営参画を促すとともに、家族経営協定について女性や若い世代への普及・啓発を図ります。	農林課 農業委員会			
44	女性起業家育成講座等の開催及び情報提供	起業を目指す農業、商工業に携わる女性に対し、技術や経営などに関することについて学習する講座等を開催します。	商工観光課 農林課 農業委員会			
45	事業所等における女性管理職登用の促進	女性人材の促進に関する広報活動を積極的に行います。	市民協働推進課商工観光課			
46	自営業や農業経営等における女性の経営参画の促進	家族経営を基本とした自営業等において、男女が対等に経営参画するための広報活動や講座等を行います。	市民協働推進課 商工観光課 農林課 農業委員会			

#### 基本目標Ⅳ 誰もがともに認めあい、尊重しあえる社会の形成

すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、男女がともにお互いの個性を認め、 人権が尊重される社会を形成することが必要です。

性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント※(以下、「セクハラ」という。)や配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった人からの暴力※(以下、「DV」という。)などの暴力行為は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を持つ必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※(以下、「リプロ」という。)の考え方が「第4回世界女性会議」において重要な人権の一つとして位置付けられていることから、妊娠・出産の機能を持つ女性が自分の身体について決定権を持ち、健康な生涯を送ることは当然の権利であると言えます。このようなことから、リプロの周知も含め、男女の生涯にわたる健康支援施策を実施していきます。女性も男性もお互いを認めあい、子どもから高齢者まで生涯にわたり人権が尊重されるまちづくりを目標とします。

防災体制の確立については、自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。自然要因をコントロールすることはできませんが、社会要因については努力次第で軽減することが可能です。性別、年齢や障がいの有無など様々な社会的立場を考慮し、社会要因による災害等の困難を最小限にする取組が重要です。

#### ◆重点目標IV-1 男女の人権が尊重される環境の整備

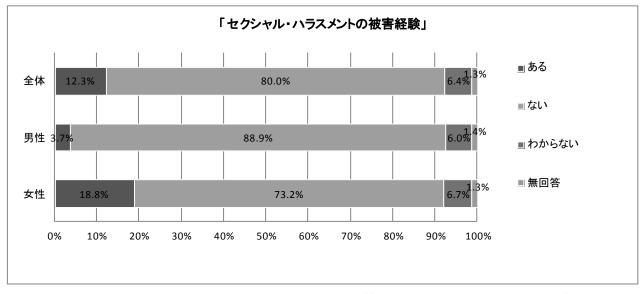
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが一人の人間として尊重されることが必要です。

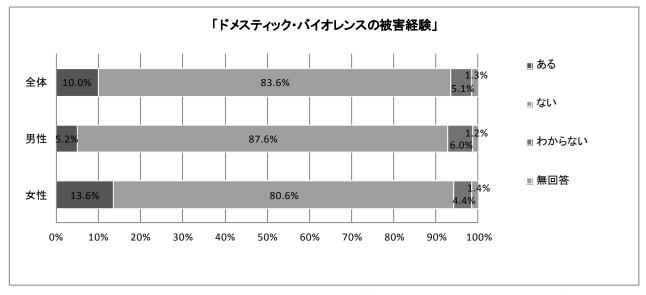
しかし、市民意識調査によると、セクハラ、DVの被害者となるのは男性に比べ圧倒的に女性が 多いという現状です。これは、古くからの慣習の中で男女が置かれてきた立場の違い、経済力の格 差などが要因であると言えます。

これらのことから、一人一人が性別による差別的取扱いや女性に対するあらゆる暴力が人権侵害であるという認識を深められるよう、人権に関する情報や学習機会を提供していくことが重要です。

また、暴力は配偶者間だけでなく、恋人間でも起きています。こうした交際相手への暴力は「デートDV」と言われています。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(「配偶者暴力防止法」)の改正によりこういった交際相手からの暴力についても同法が準用されることとなりました。セクハラ・DVによる被害を受けた市民に対する相談体制を充実し、あらゆる暴力を容認しない市民意識の高揚を図ることが求められます。



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

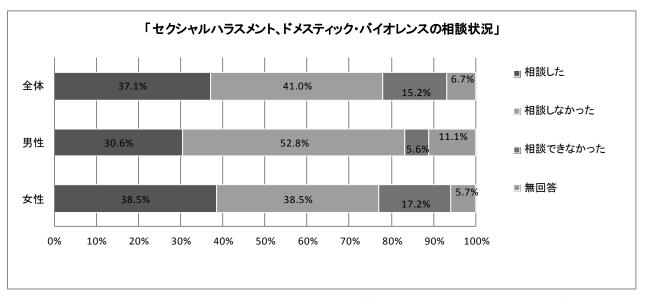
性的嫌がらせ。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、様々なものが含まれます。職場においては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上でも不利益を与えたり、またその繰り返しによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

#### ※ドメスティック・バイオレンス(DV)

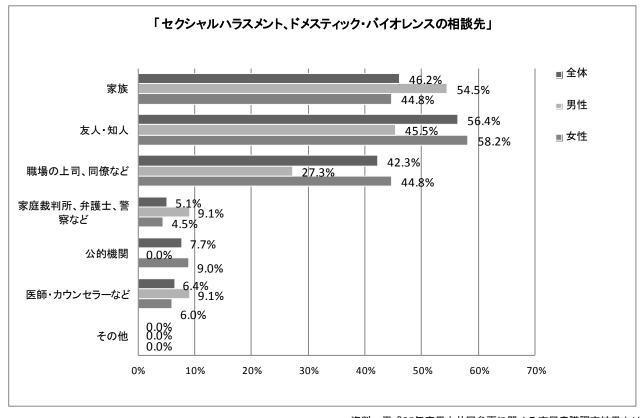
広い意味では女性、子ども、高齢者、障害者など家庭内弱者への継続的な身体的、心理的虐待を指すが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

#### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

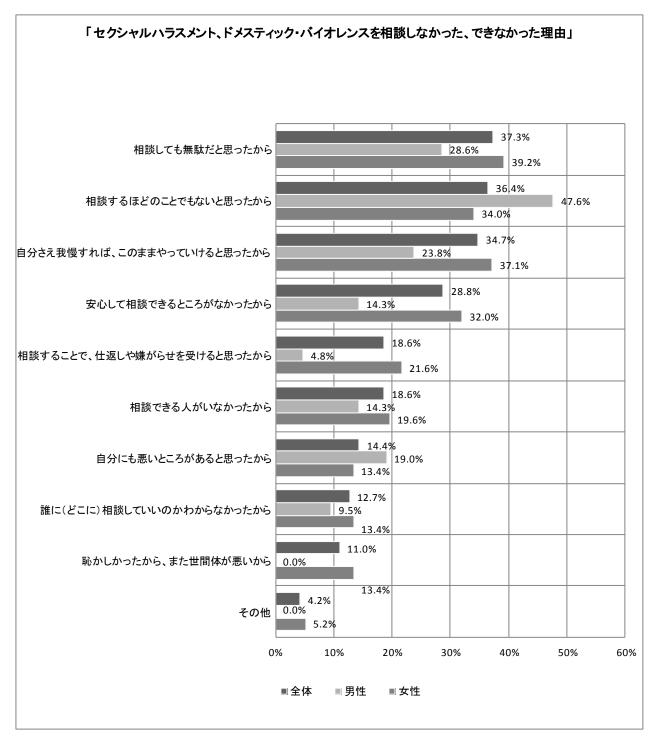
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より



資料:平成25年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◇施策の基本的方向 Ⅳ - 1 - (1)

女性の人権擁護のための意識啓発

#### \* 具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
47	「広報あがの」、刊行物等における女性の人権を尊重した表現 の推進	「広報あがの」、刊行物等における性別にとらわれない表現の推進を図ります。	市民協働推進課
48	人権教育に関する情報提供	ポスターやパンフレット等を活用し普及、啓発を行います。	市民協働推進課 市民生活課

#### ◇施策の基本的方向 IV - 1 - (2)

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

#### \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
49	児童虐待・DV防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレット等による広報活動及び児童虐待・DV防止に関する 講座等を開催します。	市民協働推進課 社会福祉課
50	緊急保護を求めるDV被害者への支援	関係機関との連携を図り、被害者専用の相談窓口を設置します。	市民協働推進課 市民生活課 社会福祉課
51	民生・児童委員に対する学習機会の提供	民生・児童委員等を対象に、男女共同参画プラン、人権・DV等に関する研修会等を開催します。	市民協働推進課 市民生活課 社会福祉課
52	DV等に関する相談窓口の周知	県の配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ、「広報あがの」等の 配布や広報、ホームページ等による積極的な周知を行います。	市民協働推進課 社会福祉課
53	デートDV防止に関する啓発、講座の開催	生徒及び教師・保護者を対象として、交際中の暴力の防止に関する講座を開催をします。	市民協働推進課 社会福祉課 学校教育課
54	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布の 他、研修会等を開催します。	市民協働推進課

## ◆重点目標Ⅳ-2 誰もが心身ともに健康でいられる環境の整備

【現状と課題】

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等・共同参画の形成に当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、誰もが健康を享受できる環境を整備していく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意していくことが求められます。

今後は、特に女性が各年代におこる心身の変化に対する理解を深めることができるような学習機会を提供し、思春期から高齢期までの生涯を通じた健康管理を女性の人権として位置付け、リプロの考え方を広く浸透させていくことが重要です。

あわせて男女の健康づくり、体力づくりに向けた意識啓発や各種教室などの取り組みも重要です。

## ◇施策の基本的方向 IV - 2 - (1)

性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の推進

## \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
55	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	性と生殖に関する健康と権利について理解を深めるため専門家による講座等を開催します。	市民協働推進課健康推進課
56	学校等における性教育の充実	性に関する正しい知識を身につけ望まない妊娠、性感染症などの危険を回 避する力とともに命の大切さを学ぶ機会とする学習会等を開催します。	健康推進課

## ◇施策の基本的方向 IV - 2 - (2)

生涯を通じた男女の健康保持・増進

## \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名) 取組内容		主管課
57	女性の健康づくり、及び運動の教室等の実施	性差、年代など個々に応じた体の不調等を解消し、健康寿命の延伸を図るため、健康に関する情報提供や運動教室等を開催します。	健康推進課
58	妊娠・出産・子育で・不妊に関する健康支援の充実	子育て電話相談、健康診査、家庭訪問、マタニティスクール、不妊相談を実施します。	健康推進課
59	健診に関する情報提供及び健診体制の整備	生涯にわたる健康づくりを支援するため、一般/特定健康診査、がん検診等 各種健康診査の充実、受診しやすい検診体制の整備に努めます。	健康推進課
60	心の健康づくりの推進	性差、年代など個々に応じたストレスや心の不安等を解消するため、講演会・研修会を実施します。また、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康推進課

## ◆重点目標Ⅳ-3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

【現状と課題】

防災対策において社会要因よる困難を最小限に抑えるためには、女性が防災計画づくりに参画しさまざまな視点を盛り込んだ防災体制を確立することが重要です。また、近年に発生した数々の災害現場においても多くの女性が活躍しています。固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく防災に関わる政策・方針の決定や事業実施のリーダーなどに女性の参画を進めていく必要があります。

## ◇施策の基本的方向 IV - 3 - (1) 防災施策への女性の視点の導入

## \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
61	女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり	防災計画見直しの際、女性の視点を盛り込みます。 また、女性の視点から、防災備蓄用品等の点検を行います。	総務課

## ◇施策の基本的方向 IV - 3 - (2)

防災の現場における女性の参画拡大

## \*具体的事業

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
62		消防団事業への女性の参画拡大を図ります。災害弱者である年少者・高齢者等への防災指導において女性の視点を取り入れた消防団活動を実施します。	消防本部

# 第4章 計画の推進

## 第4章 計画の推進

## 男女共同参画社会に取り組む体制の強化

計画推進のための施策は多岐にわたっています。「阿賀野市総合計画」においては、その基本事業の一つに「男女共同参画の推進」を掲げ、市の全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

すべての所属において、職員一人ひとりが男女平等・共同参画の意識を持ち、事業を進めていく ことが必要です。

## 1 施策の推進体制の強化

市民意識調査の結果を見ると、阿賀野市男女共同参画プランを約6割の市民が「知らない」という状況にあります。計画を推進していくためには、推進体制を整え、市民、事業所、各種団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、計画の推進にあたり、男女共同参画プラン推進協議会の意見を反映させるように努め、各施策を実行していく過程で、市民の理解と協力のもと、男女共同参画社会の実現を図っていきます。

番号	具体的事業(事業名) 取組内容		
63	男女共同参画庁内推進委員会の連携・強化	意識啓発、検討内容等の充実に努め、男女共同参画庁内推進委員会、担 当者会議メンバーとの連携強化を図ります。	市民協働推進課
64	男女共同参画庁内推進委員会等における学習会等の実施	男女共同参画に関する学習会等を実施し、構成職員の資質向上を図ります。	市民協働推進課
65	各種団体等との連携強化	関連する団体への情報提供を行い、連携して男女共同参画推進します。	市民協働推進課
66	男女共同参画推進協議会の充実	男女ともに出席しやすい開催日時に配慮し、効果的な運営の充実に努めます。	市民協働推進課
67	男女共同参画推進協議会における学習会等の実施	男女共同参画に関する学習会等を開催し委員の資質向上を図ります。	市民協働推進課

## 2 計画の成果を上げる進行管理

計画の着実な推進のためには、定期的に施策・事業の達成状況や事業効果について把握し、その 後の計画推進に反映させていきます。

また、達成状況などを踏まえ、市民の意識や実態及び社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行います。

番号	具体的事業(事業名)	取組内容	主管課
68	第3次男女共同参画プランの進行管理	第3次阿賀野市男女共同参画プランの計画事業について、進捗調査を実施し、適正な進行管理に努めます。	市民協働推進課
69	第3次男女共同参画プランの見直し	第3次阿賀野市男女共同参画プランについて、必要に応じて見直しを行います。	市民協働推進課

## 資料

日本国憲法(抄) 男女共同参画社会基本法 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第4回世界女性会議北京宣言及び行動網領目次 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 男女共同参画社会に関する関係年表

## 日本国憲法(抄)

公布 昭和 21 年 11 月 3 日 施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国 民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と 偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国 民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第2章 戦争の放棄

(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)

- 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力 の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

#### 第3章 国民の権利及び義務

(国民の要件)

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に 反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下の平等、貴族の禁止、栄典)

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会 的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願 する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行 使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 (教育を受ける権利、教育の義務)
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な保障の下に、これを公共のために用ひることができる。

(法定の手続きの保障)

- 第31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。 (裁判を受ける権利)
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、 財産又は収入によつて差別してはならない。
- 第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利 は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。 (最高法規、条約及び国際法規の遵守)
- 第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6月23日法律第78号 改正 平成 11 年 7月16日法律第102号 改正 平成 11年12月22日法律第160号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。 男女共同参画社会基本法

## 目 次

前 文

第1章 総則 (第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一 方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と なるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をで きる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

- 第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間 の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)
- 第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その 他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことがで きるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画 社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の青務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置 を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努め なければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと 認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成 を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。 (調査研究)
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の 形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であって はならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 (平成11年7月16日法律第102号抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 [略]
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。
- 一から十 [略]
- 十一 男女共同参画審議会 〔後略〕

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。[後略]

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の 権利を確保する義務を負つていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促 進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及 び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在しているこ とを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等 の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進 を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするもの であることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とする ものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大 きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外 国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全 を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ 完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平 等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立 の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平 等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子 と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認 められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、 出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要で あることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成 に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために 女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

## 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を 通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる 慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、 特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行 する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 笛 8 冬

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との 婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとなら ないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。 このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練に おいて確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂することがびに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

## 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び 有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

## 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、 教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。

あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する 配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

## 第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、 締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票 の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、 2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。 第18条
- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告 及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有す る勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 第4回世界女性会議北京宣言及び行動綱領目次 1 北京宣言(総理府仮訳)

平成8年2月1日版

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月,ここ北京に集い,
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の中にある希望に発奮し、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然と して存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント(力をつけること)を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約(コミットメント)を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則, 世界人権宣言その他の国際人権文書,特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に 関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等,開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット—1985年のナイロビにおける女性に関するもの,1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの,1993年のウィーンにおける人権に関するもの,1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの,及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの—でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想,良心,宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上,したがって,女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における,道徳的,倫理的,精神的及び知的なニーズに寄与し,それによって,彼らに,その完全な潜在能力を社会において発揮し,自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は,以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ(提携)が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面,殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは,女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方, 国, 地域及び世界の平和は達成可能であり, あらゆるレベルにおける指導性, 紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と, 固く結びついている。
- 19 女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、 効率的、かつ、相互に補強しあうジェンダー(社会的、文化的性差)に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計 画を、立案し、実施し、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関 (NGO) 並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォロー・アップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント(関与)が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント(誓約)を行うことにより、政府及び国際社会は、女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。
- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、重要な開発の行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 少女及び女性のために基礎教育,生涯教育,識字及び訓練,並びに基礎的保健医療(プライマリー・ヘルスケア)の提供を通じて,持続する経済成長を含め,人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、遅滞なく、核軍縮及びあらゆる領域における核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性の性と生殖にかんする健康を促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種, 年齢, 言語, 民族性, 文化, 宗教又は障害のような要因の故に, あるいは先住民であるために, 彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためのより良い世界を構築への彼らの完全かつ平等な参画を保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを通じることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。
- 36 あらゆるレベルにおける政府,国際機関及び団体の側の強力なコミットメント(関与)を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、存続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためのより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。

我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、国内及び国際レベルでの資源の十分な動員、並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含むあらゆる入手可能な資金提供の仕組みからの途上国に対する新規及び追加的資源、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント(関与)、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

- 37 また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

## 2 第4回世界女性会議行動綱領目次 (総理府仮訳)

- 第1章 使命の声明
- 第Ⅱ章 世界的枠組み
- 第Ⅲ章 重大問題領域
- 一女性への維持し増大する貧困の重荷
- 教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ―保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- 一女性に対する暴力
- 一武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ―経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- 一あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- 一あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- 一女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ―あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不十分
- ―天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ―女児の権利に対する持続的な差別及び侵害

## 第IV章 戦略目標及び行動

## A 女性と貧困

- 戦略目標A. 1. 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持する こと
- 戦略目標A. 2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続を改正すること
- 戦略目標A. 3. 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
- 戦略目標A. 4. 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査研究を行うこと

#### B 女性の教育と訓練

- 戦略目標B. 1. 教育への平等なアクセスを確保すること
- 戦略目標B. 2. 女性の中の非識字を根絶すること
- 戦略目標B. 3. 職業訓練,科学・技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
- 戦略目標 B. 4. 非差別的な教育及び訓練を開発すること
- 戦略目標B. 5. 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
- 戦略目標B. 6. 少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

## C 女性と健康

- 戦略目標 C. 1. 全ライフサイクルを通じ、適切で手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセス を増大すること
- 戦略目標 C. 2. 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
- 戦略目標C. 3. 性感染症, HIV/AIDS及び性と生殖に関する健康問題に対処する, ジェンダーに配慮した先導的 事業に着手すること
- 戦略目標C. 4. 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
- 戦略目標 C. 5. 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

## D 女性に対する暴力

- 戦略目標D. 1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
- 戦略目標D. 2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
- 戦略目標D. 3. 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

## E 女性と武力紛争

- 戦略目標E.1. 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること
- 戦略目標E. 2. 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること
- 戦略目標 E. 3. 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること
- 戦略目標E.4. 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること
- 戦略目標E. 5. 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護,支援及び訓練を提供 すること
- 戦略目標E. 6. 植民地及び自治権を持たない領地の女性に支援を提供すること

## F 女性と経済

- 戦略目標 F. 1. 雇用,適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む,女性の経済的な権利及び自立を促進すること
- 戦略目標 F. 2. 資源, 雇用, 市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
- 戦略目標 F. 3. 殊に低収入の女性に対し業務サービス,訓練並びに市場,情報及び技術へのアクセスを提供すること
- 戦略目標 F. 4. 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
- 戦略目標 F. 5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
- 戦略目標 F. 6. 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

#### G 権力及び意思決定における女性

- 戦略目標G.1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること
- 戦略目標 G. 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

## H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- 戦略目標H. 1. 国内本部機構その他の政府機関を創設又は強化すること
- 戦略目標H. 2. 法律,公共政策,計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと
- 戦略目標H. 3. 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

## I 女性の人権

- 戦略目標 I. 1. あらゆる人権文書,特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて,女性の人権を促進し、保護すること
- 戦略目標 I. 2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること
- 戦略目標 I. 3. 法識字を達成すること

#### J 女性とメディア

- 戦略目標 J. 1. メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること
- 戦略目標 J. 2. メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

#### K 女性と環境

- 戦略目標K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと
- 戦略目標K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み込み入れること
- 戦略目標K.3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内,地域及び国際レベルの仕組みを強化又は 創設すること

## L 女児

- 戦略目標 L. 1. 女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること
- 戦略目標 L. 2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること
- 戦略目標 L. 3. 女児の権利を促進し、保護し、女児のニーズ及び可能性に対する認識を高めること
- 戦略目標 L. 4. 教育,技能の開発及び訓練における少女に対する差別を撤廃すること
- 戦略目標L. 5. 健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること
- 戦略目標L. 6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し,働く少女を保護すること
- 戦略目標 L. 7. 女児に対する暴力を根絶すること
- 戦略目標 L. 8. 女児の社会的,経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること
- 戦略目標し、9. 女児の地位を向上させる上での家庭の役割を強化すること

## 第V章 制度的整備

- A. 国内レベル
- B. 小地域/地域レベル
- C. 国際レベル
  - 1. 国際連合
  - 2. その他の国際機関及び組織

## 第VI章 財政的整備

- A. 国内レベル
- B. 地位レベル
- C. 国際レベル

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日) (法律第三十一号) 第百五十一回通常国会 第二次森內閣 改正 平成一六年六月二日法律第六四号 同一九年七月一一日同第一一三号 同二五年七月三日同第七二号 同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平二五法七二・改称)

## 目 次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条-第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する ための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組に も沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及 び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後 に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に 対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」に は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含 むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な 保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければ ならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本 計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする.
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を 受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保 護を受けることを勧奨するものとする。 (警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二 号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。 第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害 を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けて いる者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者から の暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、 被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものと する。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その 通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居 の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、 又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画 その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三

号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十 五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。 (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、 同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三 号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、ロ頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、 その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監 又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による 命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保 護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達 があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事 訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護 (同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。) に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。) 及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一		
第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相
		手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定
		する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
一条第二項第二号、第十二条第一項		
第一号から第四号まで及び第十八条		
第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
	された場合	

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において 読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万 円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
  - (経過措置)
- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日) (法律第六十四号) 第百八十九回通常国会 第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条·第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)

第五章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の 積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該 市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

## (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で 定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の 状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 (認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主 (次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。) は、商品、役務 の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの (次項において「商品等」という。) に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
  - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、 雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府 令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 (協議会)
- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされてい

- る場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 (秘密保持義務)
- 第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
  - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十 九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑 を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第 六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。 (この法律の失効)
- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めると きは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 男女共同参画社会に関する関係年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1972 (昭 47)	・第 27 回国連総会で 1975 年を国際婦人年とするこ とを宣言			
1975 (昭 50)	・「国際婦人年世界会議」 をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推 進本部」設置 ・総理府「婦人問題担当室」 発足		
1976 (昭 51)	・「国連婦人の十年」(〜 1985年)	・「義務教育諸学校等の女 子教育職員及び医療施設、 社会福祉施設等の看護婦、 保母等の育児休業に関す る法律」施行 ・民法等一部改正施行 【離婚復氏制度】		
1977 (昭 52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点 目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開 館	・「民生部青少年福祉課母 子婦人係」婦人問題担当と なる	
1978 (昭 53)			・「婦人問題庁内連絡会議」 設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭 54)	・第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択			
1980 (昭 55)	・「国連婦人の十年中間世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年 全国会議」開催	・「婦人問題庁内連絡会議」 を「婦人問題連絡会議」に 改める ・婦人問題懇話会「知事へ の提言」「婦人の行動要領」 をまとめる ・「婦人問題懇話会」を「婦 人問題推進協議会」に改め る	
1981 (昭 56)	・「女子差別撤廃条約」発 効	・「国内行動計画後期重点 目標」発表 ・民法・家事審判法の一部 改正施行【配偶者相続の引 き上げ等】		
1982 (昭 56)		_	・婦人問題推進協議会「婦人の地位向上と社会参加」 のための意見をまとめる。	
1985 (昭 60)	・「国連婦人の十年最終年世界会議をナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法の一部 を改正する法律施行 ・「雇用の分野における男 女の均等な機会及び待遇 の確保等、女子労働者の福 祉の増進に関する法律」 (男女雇用機会均等法)公 布 ・「女子差別撤廃条約」批 准・発行	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」 策定(昭和60年度〜70年 度)	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1986 (昭 61)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・「婦人問題企画推進有識 者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施 行(婦人年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」 施行		
1987 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定		
1990 (平 2)	・「西暦 2000 年に向けて の婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略の実 施に関する第 1 回見直し と評価に伴う勧告及び結 論」採択		·婦人青少年課「婦人係」 設置	
1991 (平 3)		・「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置・「婦人問題連絡会議」を改組し、「女性政策連絡推進会議」設置・「女性問題協議会」設置	
1992 (平 4)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任 命 ・第4回世界婦人会議国内 委員会設置	・「新潟県婦人対策の方向」 を改定し「にいがたオアシ ス女性プラン」策定 ・総合福祉・女性センター (仮称) 基本構想策定	
1993 (平 5)		・「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行	・(財)新潟県女性財団設立	
1994 (平 6)	・「国連国際人口・開発会議」カイロで開催	·総理府「男女共同参画室」 「男女共同参画審議会」 「男女共同参画推進本部」 設置		
1995 (平 7)	・「第4回世界女性会議」 北京で開催 ・「行動綱領」及び「北京 宣言」採択	・「育児休業法の改正」 (介護休業制度の法制化)		
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・民生部女性児童課を改組し、環境生活部に「女性政策課」設置 ・新潟ユニゾンプラザ開館	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」 「労働基準法」「育児・介 護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998 (平 10)		・男女共同参画審議会「男 女共同参画社会基本法に ついて-男女共同参画社 会を形成するための基礎 的条件づくり-」答申		
1999 (平 11)	・国連総会「女子差別撤廃 条約選択議定書」採択 ・ESCAP 地域ハイレベル 政府間会合(女性 2000 年 会議地域準備会) バンコク で開催	・「改正男女雇用機会均等 法」「改正労働基準法」「改 正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 ・「食料、農業、農村基本 法」公布・施行	・男女共同参画に関する県 民意識調査	
2000 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」ニュー・ヨークで 開催 ・「政治宣言」及び「北京 宣言及び行動綱領実施の ための更なる行動とイニ シアティブ」(成果文書) 採択	・「介護保険法」施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」 閣議決定	・「新女性プラン(仮称) の基本的な考え方(素案)」 公表 ・「新女性プラン(仮称) の基本的な考え方(素案)」 に関する県民意見募集及 び地域意見交換会	
2001 (平 13)		・内閣府「男女共同参画会 議」「男女共同参画局」 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」施行	・「新潟・新しい波 男女 平等推進プラン」策定	
2002 (平 14)			・「男女平等社会の形成の推 進に関する条例」制定 ・県民生活・環境部男女平 等社会推進課に改称 ・男女平等社会推進審議会 設置 ・男女平等推進相談室設置	
2003 (平 15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援 策の推進について」 ・第4回、第5回女子差別 撤廃条約実施状況報告審 議 ・次世代育成支援対策推進 法の成立		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市の動き
2004 (平 16)		・配偶者暴力防止法一部改正 ・育児・介護休業法一部改正 ・男女共同参画推進本部決定		・阿賀野市政施行 企画政策課「男女共同参画 推進係」設置 ・阿賀野市男女参画プラン 庁内策定委員会設置 ・市民公募委員等による検 討委員会設置 ・職員意識調査、市民意識 調査実施
2005 (平 17)	・第49回国連婦人の地位 委員会(国連「北京+10」 世界閣僚級会合)(ニュー ヨーク)	・「男女共同参画基本計画」 (第 2 次)策定 ○計画期間(施策) :平成 18 年~22 年度		
2006 (平 18)		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・男女雇用機会均等法改正・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・女性の再チャレンジ支援プラン改定	「新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)」 策定	「阿賀野市男女共同参画 プラン」の策定
2007 (平 19)		・配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律の改正 ・仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)憲章 を策定	・新潟県ワーク・ライフ・ バランス推進共同宣言	
2008 (平 20)		・男女共同参画推進本部決定 「女性の参加加速プログラム」 ・第6回女子差別撤廃条約 実施状況報告審議 ・「次世代育成支援対策推進 法」改正 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する基本的な方針」決定		・「男女共同参画に関する 児童・生徒意識調査」実施 ・「男女共同参画に関する 市民意識調査」実施
2009 (平 21)	・女子差別撤廃委員会が第 6回日本審査の総括所見発 表	・男女共同参画シンボルマ ークを決定 ・「育児・介護休業法」一 部改正		
2010 (平 22)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 〇「宣言」採択	·第3次男女共同参画基本 計画		
2011 (平 23)	<ul><li>・UN Women (ジェンダ ー平等と女性のエンパワ ーメントのための国連機 関)発足</li></ul>			・第 2 次阿賀野市男女共同 参画プラン改定 ○計画期間:平成 23 年~ 27 年度
2012 (平 24)		・「「女性の活躍推進による 経済活性化」行動計画〜働 く「なでしこ」大作戦〜」 策定		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市の動き
2013 (平 25)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指 針」策定	・「第 2 次新潟県男女共同 参画計画」策定	・「市民意識調査」、「児童・ 生徒意識調査」、「職員意識 調査」実施
2014 (平 26)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」改正		・「男女共同参画および少 子化対策に関する事業所 調査」実施
2015 (平 27)	・第59回国連婦人の地位 委員会(「北京+20」)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・第4次男女共同参画基本 計画		

## 第3次阿賀野市男女共同参画プラン

~男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり~

## 平成28年3月

編 集 阿賀野市総務部市民協働推進課

発 行 阿賀野市

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10-15

TEL 0250-62-2510 (代表)

FAX 0250-62-0281

E-mail shiminkyodo@city.agano.niigata.jp